

非常勤職員（会計年度任用職員）（認定調査相談員）

募集要領

1. 募集職種及び受験資格

（1）募集職種・業務内容

認定調査相談員（介護認定調査員）

①認定調査に関すること

②被保険者との連絡に関すること

③その他、所属長において指示した事項

（2）募集人数

1人

（3）受験資格

介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、保健師のいずれかの資格及び普通自動車運転免許の保持者で簡単なパソコン（ワード等）操作が可能な者

（未経験者可。ただし、認定調査員もしくは居宅介護支援専門員としての実務経験者優遇。）

ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの

人

・富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 試験

（1）面接試験

① 試験日

試験日については、後日お知らせします。

② 試験会場

富田林市役所（富田林市常盤町1番1号）

③ 持参するもの

筆記用具

（2）結果発表

令和8年3月末頃までに、合否に関わらず郵送にて通知します。

3. 受験手続

申込書類を持参し、申し込んでください。※郵送での受付はいたしません。

（1）申込期間 令和8年2月2日(月)から2月27日(金)まで（土・日・祝日を除く）

（2）受付時間 午前9時から午後5時30分まで

（3）申込場所 富田林市役所2階 健康推進部 高齢介護課（5番窓口）

（4）申込に必要な書類

・履歴書（写真貼付・所定の事項を記入。）

・応募動機（400字以内）を記載したもの

・資格証の写し

4. 採用

(1) 採用資格者名簿への登載

合格者は、採用資格者名簿に高点順に登載され、必要に応じて採用される資格が与えられます。

名簿登載期間は、令和9年3月31日までです。

(2) 採用

採用資格者名簿上位から採用します。

(3) 受験資格がないこと又は受験の申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消します。

5. 勤務形態

(1) 任用期間

任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日 令和9年4月1日以降更新の場合あり

(2) 勤務場所

富田林市役所 健康推進部 高齢介護課内

(3) 報酬【令和7年度支給実績】

本市の規程に基づき支給します。

月額263,200円（更新に伴い昇給あり）※別途交通費支給あり

夏季・冬季報酬一時金 年間4.65カ月（勤務実績により減額あり）

(4) 勤務時間等

①勤務日

週5日勤務

土曜日・日曜日・祝日は原則としてお休みです。

②勤務時間

午前9時から午後5時15分

休憩時間は正午から午後0時45分

(5) 休暇

本市の規程に基づき年次有給休暇を付与します。

(6) 社会保険等

健康保険（介護保険含む）、厚生年金、雇用保険に加入。

6. その他

(1) 申込書類は、返却いたしません。

(2) 申込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負えませんので、手続きには十分注意してください。

(3) 申込書に記載された情報は、採用資格試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、富田林市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理します。

7. 聞い合わせ先

富田林市健康推進部高齢介護課認定給付係

0721-25-1000 (内線 177・178)